



【当院の規定】

(受精卵(胚)・卵子・精子・精巣組織凍結保存)

以下①～⑩の項目について同意をいただけない場合、凍結治療を行うことができません。
不明なことや質問事項がありましたら、医師にご確認をお願いします。



費用



保険適用について

保存期間と延長手続き、費用について

① 延長・保存中止、それぞれの手続きは保存期限内にお願いします。

延長の場合

- ・ 保険適用の条件にあてはまらない場合は自費となります。費用はHPよりご確認ください。
- ・ 保険適用の条件については英ウィメンズクリニックHP『はなぶさコラムス 保険適用での受精卵延長 (2023年3月) 』をご参照ください。

保存中止の場合

- ・ 保存期限日までに保存中止の手続き(同意書の提出)をされていない場合には、自動的に有料(自費金額)での保存継続となります。
 - ・ その後1年間延長手続きをされなかった場合は、凍結保存検体の所有権を放棄したものとみなし、費用請求後に廃棄します。
- ② 保存期間中に、費用や期間に変更があった場合には、保存期間の更新手続き時から変更した費用や期間が適用されます。配布資料またはホームページをご参照ください。
- ③ 凍結保存検体の所有権はご本人にのみ帰属するため、凍結・延長・中止、いずれの場合も所定の書類にご本人が署名し、提出しなければなりません。
- ④ 保険適用の延長および50歳を越えての延長に関しましては、医師との診察が必要となります。
- ⑤ 保存期間中において凍結検体を使い終わった場合や廃棄もしくは他施設への移送があった場合でも、残余期間分の費用は返還しません。

患者様から当院への連絡義務

- ⑥ 離婚や事実婚を解消した場合、配偶者が死亡した場合は、1か月以内に当院へ連絡をお願いします。日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻の継続期間のみとする』に従い、この胚を治療に用いることができません。所定の書類を提出した後に廃棄します。
- ※ 卵子・精子・精巣組織の所有権はご本人のものとなり、当院とご本人との意思疎通によって、その後の取扱いを判断します。ただし、ご本人以外が使用することはできません。

凍結融解治療について

- ⑦ 胚の状態により凍結できない可能性があります。また、凍結融解後の状態によっては移植に使用できず、廃棄となる可能性があります。
- ⑧ 精子(精巣組織)もしくは卵子の融解後の状態によっては、その後の治療に使用することができず、廃棄となる可能性があります。

その他

- ⑨ 治療経過については、個人が特定されない形で当院のデータ管理、学会報告(日本産科婦人科学会への報告は義務となっております)や研究発表に用いられることもあります。
- ⑩ 不測の事態などにより、凍結保存検体の保管の継続やそれを用いての治療が困難な状況となった場合は、提携施設に引き継ぐことを了承します。

補足説明

- ・ 凍結同意書を提出した後でも、治療前であれば自由に治療同意を取り消すことができます。
- ・ 凍結保存治療は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床試験ではありません。
- ・ 凍結融解胚移植及び凍結卵子、凍結精子(精巣組織)を用いた治療を希望する場合には、所定の書類に署名し、提出していただきます。
- ・ 未成年者の場合には、保護者の署名が必要となります。